

記入例

申請する年月日を記入

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

令和 年 月 日

広島県知事様

(郵便番号) 730-0000

住所 広島市中区基町1-1-1

氏名 フロン株式会社
代表取締役 回収 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

回答される方の名前等を記入

電話番号： 082-999-1111

報告する年度を記入

R5.4.1~R6.3.31→令和5年度

登録番号： 34 1 201 5555

報告内容について照会に回答できる者

【氏名： 回収 次郎 電話番号 082-999-1112】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、令和 年度分について、次のとおり報告します。

CFC		(1) エアコンディショナー	(2)				
		設置	設置以外				
	CFCを充填した第一種特定製品の台数	1 台	0 台				
	①充填した量	0.50 kg	0.00 kg				
イコール		(1) エアコンディショナー	(2)				
		整備	廃棄等				
	CFCを回収した第一種特定製品の台数	3 台	1 台				
	②回収した量	2.00 kg	0.10 kg		2.00 kg	0.10 kg	
	③年度当初に保管していた量				0.70 kg	0.00 kg	
	④第一種フロン類再生業者に引き渡した量				2.00 kg	0.00 kg	
	⑤フロン類破壊業者に引き渡した量				0.70 kg	0.10 kg	
	⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量				0.00 kg	0.00 kg	
	⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量				0.00 kg	0.00 kg	
	⑧年度末に保管していた量				0.00 kg	0.00 kg	
HCFC		(1) エアコンディショナー	(2)				
		設置	設置以外				
	HCFCを充填した第一種特定製品の台数	0 台	1 台				
	⑨充填した量	0.00 kg	0.00 kg				
イコール		(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計			
		整備	廃棄等	整備	整備	廃棄等	
	HCFCを回収した第一種特定製品の台数	1 台	0 台				
	⑩回収した量	0.00 kg	0.00 kg		0.00 kg	0.00 kg	
	⑪年度当初に保管していた量						
	⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量						
	⑬フロン類破壊業者に引き渡した量						
	⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量						
	⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量						
	⑯年度末に保管していた量						

●「設置」とは、機器を設置した時に充填したフロン類
「設置以外」とは、機器を修理・整備等した時に充填したフロン類

●「整備」とは、機器を修理・整備するために回収したフロン類
「廃棄等」とは、機器を廃棄等するために回収したフロン類

●「年度当初に保管していた量」とは、前年度報告の年度末に保管していた量

●整備等で一度回収したフロン類を同一機器に再充当した場合
【充填】「設置以外」の欄に1台、0kg
【回収】「整備」の欄に1台、0kg

注1 実績がない場合は、ゼロを記入

注2 回収したフロン類は、次の数式のとおりとなるよう記入
(CFC) ②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧
(HCFC) ⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯
(HFC) ⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔

注3 「HFC」は裏面に記入

HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合 計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
⑰充填した量	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg
イコール	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合 計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
⑱回収した量	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg
⑲年度当初に保管していた量					0.00 kg	0.00 kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
㉓第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
㉔年度末に保管していた量					0.00 kg	0.00 kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合 計
	台	台	台

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 原則として②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧, ⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯, ⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

イコール

注4 法第41条の規定によりフロン類の充填がされていないことの確認を行った第一種特定製品の台数(CFC+HCFC+HFCを合計したものを)(1) エアコンディショナー、(2) 冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ記入し、(1)+(2)の合計を(3)合計に記入

<法第41条の規定に係る記載の注意事項>

No.	質 問	回 答
11	「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」とはなにを記入すればよいか。	第一種特定製品廃棄等実施者は、廃棄する予定の第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、フロン類を引き渡すことができない場合、第一種フロン類充填回収業者により、フロン類が充填されていないことの確認を受けなければなりません。この確認を行った台数を記入してください。
12	廃棄等実施者からフロン類の回収依頼を受けた第一種特定製品に含まれていたフロン類を漏れなく回収し、フロン類がなくなったことを確認した。この台数を「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」に記入すればよいか。	違います。記入しないでください。No.11の回答を参考にしてください。